

町有財産（グレーダー）売払公告

町有財産（グレーダー）の売り払いについて、下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

那須町長 平 山 幸 宏

記

1 一般競争入札に付する物件

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| (1) 物件番号   | 7-3-2                 |
| (2) 財産名称   | 三菱グレーダー (3.1m)        |
| (3) 初度登録年月 | 平成 4(1992)年 10 月 28 日 |
| (4) 車検有効期間 | 令和 8(2026)年 11 月 19 日 |
| (5) 総排気量   | 4.94 リットル             |
| (6) 走行距離   | 12340.2km             |
| (7) 予定価格   | 1,200,000 円           |
| (8) 入札保証金  | 120,000 円             |

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する団体又は構成員
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項の規定による監察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (4) インターネット入札に係る物件に関する事務に従事する者
- (5) 那須町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)及びインターネットを利用して行う公有財産等の売払いに関する処理システム(以下「売却システム」という。)のサービスを提供する法人(以下「システム提供法人」という。)が定めるオークションに関連する利用規約等に同意しない者
- (6) 前各号に定めるもののほか、対象物件ごとに定めた要件を満たしていない者

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。仮申し込み手続きを完了した後、「公有財産売却一般競争入札参加申込

書」を郵送が持参すること。町において審査を行い、参加申し込みを受理する。また、令和7年8月12日（火）午後2時までに、「クレジットカードによる納付」により入札保証金を納付可能にすること。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13  
那須町役場  
建設課 維持管理係（庁舎2階）
- (2) 日時 令和7年7月25日（金）～令和7年8月12日（火）（町の休日を除く）  
午前9時～午後4時（正午から午後1時を除く）

#### 5 入札説明書を交付する場所及び期間

4の（1）及び（2）に同じ。

#### 6 車両下見会を行う場所及び日時

- (1) 場所 予約時に指定いたします。
- (2) 日時 令和7年7月31日（木）～令和7年8月1日（金）  
午前9時～午後3時 ただし、町の休日及び正午から午後1時を除く。  
事前に電話連絡うえ、予約すること。

#### 7 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場所 売却システム上
- (2) 期間 令和7年8月26日（火）午後1時～令和7年8月28日（木）午後11時
- (3) 開札 令和7年8月28日（木）午後11時～

#### 8 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格を登録する。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

#### 9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、町が定めた入札保証金（予定価格の100分の10以上の額）を町ガイドラインに従い納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。
- (3) 落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還する。
- (4) 落札者が、町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

#### 10 契約の締結

- (1) 落札者は、令和7年9月16日（火）午後2時30分までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約に要するその他の費用は、落札者の負担とする。

#### 11 売買代金の納入

(1) 落札者落札者は、売買代金（落札金額に消費税および地方消費税を加えた金額）から契約保証金を差し引いた金額を、令和7年9月16日（火）午後2時30分までに、町が用意する納入通知書もしくは町の指定する銀行口座振込により納付しなければならない。

(2) 売買代金の残額の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札
- ③ 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

#### 13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、町は開札を行い、入札物件ごとに、売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のオークション ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

#### 14 その他

(1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所があるため、充分理解した上で入札すること。また売買契約締結後、隠れた不具合等を発見した場合でも、契約代金の減免、損害賠償の請求、または契約の解除はできないものとする。

(2) 引き渡しに関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 売却財産の名義変更は、落札者の責任において落札者が行うものとする。

(4) 売却財産の引き渡しは、名義変更の確認後とする。

(5) 入札及び契約に関する事務を担当する課係の名称及び所在地

栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

那須町役場 建設課 維持管理係

郵便番号 329-3292

電話番号 0287-72-6914

(6) 契約書作成の要否 要